

令和6年2月1日

吸収分割に関する事後開示事項

吸収分割承継会社 大阪府堺市西区上89番地
大崎工業株式会社
代表取締役 柳 下 正 之

吸収分割会社 大阪府堺市堺区戎島町五丁2番地
堺化学工業株式会社
代表取締役 矢 倉 敏 行

大崎工業株式会社及び堺化学工業株式会社は、令和5年11月22日付で締結しました吸収分割契約に基づき、令和6年2月1日付で吸収分割を実施しましたので、会社法施行規則189条及び第201条の規定により、下記事項を開示いたします。

1. 吸収分割の効力を生じた日
令和6年2月1日
2. 吸収分割会社における法的手続の経過
 - ①会社法第784条の2の規定による手続の経過
本件吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - ②会社法第785条の規定による手続の経過
本件吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - ③会社法第787条の規定による手続の経過
吸収分割会社は会社法第787条の規定に該当する新株予約権を発行しておりません。
 - ④会社法第789条の規定による手続の経過
吸収分割会社は承継させる債務につき重疊的債務引受けをするため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
3. 吸収分割承継会社における法的手続の経過
 - ①会社法第796条の2の規定による手続の経過
本件吸収分割は会社法第796条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - ②会社法第797条の規定による手続の経過
本件吸収分割は会社法第796条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - ③会社法第799条の規定による手続の経過
吸収分割承継会社は、会社法第799条の規定に基づき、令和5年12月13日付けで、本件吸収分割に異議のある債権者は一定の期間にこれを申し出るよう、官報による公告及び知れたる債権者に対し催告書による通知を行いました。本件吸

収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、令和6年2月1日をもって、吸収分割会社の簸性硫酸バリウム事業に関する権利義務、契約上の地位等を承継しました。

5. 本件吸収分割にかかる変更の登記をした日

令和6年2月1日予定

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上